

令和7(2025)年度とちぎのこども・若者に対するインターネットやゲームに関連する依存及び
ギャンブル等依存に関する啓発動画作成業務委託に係る公募型プロポーザルに関する
質問及び回答

令和7(2025)年11月25日
栃木県保健福祉部障害福祉課

No.	質問内容	回答
1	仕様書内「4－エ.その他」より、「必要に応じて、甲が指定する医師等に監修を依頼すること」とありますが、医師等とは具体的にどなたであるかご教示いただくことは可能でしょうか。 また、その医師等に対して監修あるいは動画への出演等を依頼する場合、甲からの紹介（指定）である旨を伝えたいうえで、乙が一切の連絡・折衝を執り行う想定で間違いないでしょうか。	医師等をお伝えすることは可能です。その場合は、電話又はメールにより個別に連絡いたします。 県が指定する医師への依頼に当たった際の連絡・折衝については、お見込みのとおりです。 なお、県が依頼し、医師等から監修する旨の承諾を得た後の連絡、調整等については受託者が行うものとなります。
2	各動画の活用方法について、TV広告として使用する可能性は考慮しなくてもよいでしょうか。（出演者の契約形態や編集作業に影響があるため）	インターネット広告として使用するほか、場合によっては県政テレビ番組等で使用する場合があります。 なお、出演者の契約形態等については、3の回答を御参照願います。
3	各動画の使用期間はいつ頃を想定していらっしゃるでしょうか。	使用期間は、納品後から期間の制限なく使用することを想定しています。
4	動画公開時、プレスリリースなど一般に向けた情報発信はどのように行われる想定でしょうか。	情報発信は、プレスリリースや県のホームページ・SNSなどにより行う予定です。